

京島第二集会所	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
なりひら神明橋集会所	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田集会所	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<u>本所集会所</u>	<u>2,400円</u>	<u>3,100円</u>	<u>3,100円</u>
太平四丁目集会所	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
付記 1・2	〔略〕			付記 1・2	〔略〕		
2	〔略〕			2	〔略〕		

付 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。